

## 議第六号議案

### 県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「百分の十」を「百分の十二」に、「百分の八」を「百分の十」に、「百分の五」を「百分の八」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### 提案理由

議員の議員報酬の月額を減額しようとするものである。